

第7回 東京都児童福祉審議会専門部会
(児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み
(子供アドボケイト)の在り方に関する検討)

議事録

1 日時 令和4年12月22日(木) 18時30分～20時48分

2 場所 都庁第一本庁舎42階北側 特別会議室A

3 次第

(開会)

1 議事

(1) 第6回専門部会での主な意見について

(2) 子供の意見表明等を支援する仕組みの在り方について

2 今後の予定等

(閉会)

3 出席委員:

磯谷部会長、藤岡副部会長、伊藤委員、内山委員、柏女委員、川瀬委員、佐久間委員、
田中委員、永野委員、能登委員、松原委員、武藤委員、山下委員

4 配布資料

【資料】

資料1 第6回専門部会での主な意見

資料2 東京都児童福祉審議会提言(案) 【概要版】

資料3 東京都児童福祉審議会提言(案)

開 会

午後6時30分

○小林子供・子育て計画担当課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日もお忙しい中、御出席いただきましてどうもありがとうございます。

まず、開会に先立ちまして、委員の皆様の御出席状況について御報告させていただきます。本日も委員の全ての皆様に御出席をいただいております。ありがとうございます。

それから、大変申し訳ありません。事務局なのですけれども、急な公務が入りまして理事の木村、それから部長の奈良部、西尾が遅れて参ります。終わり次第、こちらにすぐ向かうということですので始めさせていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それから、本日の会議の資料の確認をお願いいたします。

既にお配りさせていただいておりますけれども、次第がございまして、資料1といたしまして前回の「第6回専門部会での主な意見」という資料が1枚。

それから、資料2といたしまして「東京都児童福祉審議会提言（案）【概要版】」がございまして。

それから、一番分厚いものが皆様に御確認いただきました資料3の「東京都児童福祉審議会の提言（案）」の本文の案となっております。

本日の資料は以上でございます。皆様、お手元でございますでしょうか。

それでは、始めさせていただきます。いつものことですが、本部会につきましては公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますのでよろしくお願いいたします。

また、御発言に際しましては、マイクのスタンドのボタンを押していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから東京都児童福祉審議会第7回専門部会を開催いたします。

この後の進行は、磯谷部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○磯谷部会長 皆さん、こんばんは。今日もよろしくお願いいたします。

はじめに本日の進行ですが、今回は最後の専門部会になりますので、議事の(1)、それから(2)の審議をおおむね午後8時ぐらいまでに行わせていただきまして、その後、

委員の皆様から、一言ずつ御挨拶をいただく時間を設けたいと思っております。

それでは、早速審議に入ります。今回は「子供の意見表明等を支援する仕組みの在り方について」の議論を行いました。本日は、まず前回の本部会における議論を振り返ります。その後、今回提言案の本文をお示ししておりますので、事務局から御説明をいただいた上で意見交換を行いたいと思います。

それでは、まず議事の（１）、１つ目の「第６回専門部会での主な意見について」、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○小林子供・子育て計画担当課長 それでは、資料１をご覧ください。

前回の主な御意見でございます。今回は主に「児童福祉審議会への申立て」の部分につきまして集中的に御議論いただきましたので、その部分が多くなっております。ざっと振り返りをさせていただきたいと思います。

まず「児童福祉審議会への申立て」の部分でございます。

「措置されなかった子供や措置延長中の子供も児童福祉審議会への申立ての対象とするべき」との御意見がありました。

次に申立て後の調査についてですけれども、「申立てを受けて調査をする「調査員」は、子供の権利擁護専門相談事業の専門員や調査員が担うと良いのではないか」、「子供の権利擁護専門相談事業の調査員には現在弁護士が任用されているが、「調査員」を担う場合には、様々な子供の考えに寄り添うことができるよう、福祉職を任用しても良いのではないか」などの御意見がありました。

続きまして、申立て案件の審議につきましては、「審議を行う部会については、子供権利擁護部会が担当するかどうかに加え、委員の人数や構成、オンラインを活用するなどの開催方法、開催頻度等についても検討が必要」、「審議の場への子供の参加は、子供本人の意向に基づき柔軟に対応できると良いのではないか」などの御意見をいただいております。

そして、審議結果については「調査で子供と面談をした専門員や調査員、「調査員」から子供や関係機関に報告すると良いのではないか」、「子供への審議結果の報告の場に、意見表明等支援員が同席できることが重要」などの御意見がありました。

さらに、申立ての仕組み全体に関しまして「申立てをした子供から、手続きの流れなどの評価を受け、より使いやすい仕組みにしていけると良いのではないか」との御意見をいただいております。

続きまして2つ目、「意見表明等支援員」につきましても御意見いただいております。

こちらにつきましては、「独立性を保って活動できているか確認していくことが必要」、「モデル実施に当たっては、一時保護中の子供や里子だけでなく、必要に応じて施設入所中の子供も面談できる体制としてはどうか」などの御意見がありました。

最後に「その他」といたしまして、「子供が、自分の知らないところで措置決定されたと感じないように、意見聴取や援助方針の説明を丁寧に行うことが必要」。

また、「施設での権利保障の取組については、施設間格差を解消できるよう検討が必要ではないか」、「過去の措置について知るための支援についても、検討が必要ではないか」などの御意見がありました。

前回の意見につきましては、以上になります。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

今、事務局から御説明いただきました内容につきまして御意見や御質問、あるいは補足などがございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

大体よさそうですね。どうもありがとうございます。

それでは、続きまして議題の2つ目、「子供の意見表明等を支援する仕組みの在り方について」に入ります。本日は最後の専門部会ですので、本部会としてここで提言案を取りまとめていきたいと思っておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

資料ですけれども、資料2の概要版については、前回の専門部会で一度確認をいただいておりますけれども、本文に合わせて所要の修正を行っております。

また、資料3の本文につきましては、事前に委員の皆様に御確認をいただいた上で修正をしたものとなっております。

それでは、まず資料2、それから3について、事務局から修正箇所を中心に一括して御説明をいただいた上で意見交換を行いたいと思っております。

それでは、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○小林子供・子育て計画担当課長 それでは、まず概要版、資料2から御説明をさせていただきます。

概要版につきましては前回の専門部会で一度御確認をいただいておりますが、今、磯谷部会長からもお話しいただきましたとおり、資料3の本文の作成に合わせて所要の修正を行っております。修正箇所について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、概要版の2ページをご覧ください。

第2章の提言に関する箇所ですけれども、2の「(2)意見表明等支援員の導入」の「提言⑥」につきまして修正を行っております。

修正内容でございますけれども、「提言⑥」の後段に「また、意見表明等支援員を支援する体制を整えること」を追記しております。これは、支援体制が必要との御意見を踏まえまして、提言内容の中に付け加えるという形で整理をさせていただいたものでございます。

次に、その下の「提言⑦」のところですが、「意見表明等支援員の活動の結果を検証する体制を整えること」としてしております。前回お出ししたときは、効果検証をする、というようにしておりましたけれども、今回は制度としてどうだったのかという効果検証だけではなく、一つ一つの活動についてもきちんと検証していくべきだというような御意見をいただいておりますので、その活動の結果がどうなのかということをきちんと検証できるようにということで文言の修正を行っているところでございます。

続きまして「3 児童福祉審議会への申立て」の「提言⑨」でございますが、子供本人による申立案件を審議する児童福祉審議会委員につきまして、前回の資料では最後のところで、研修を受けるなど専門性を担保することとしておりましたが、こちらは「必要な知識の習得に努めること」と修正をさせていただいております。もともと研修だけで専門性を担保するというのではなく、児童福祉審議会の委員の皆様はそれぞれの専門性に基きまして任命されていて、その上で意見表明等支援について必要な知識を共通理解として持っていただくという趣旨で御議論いただいておりますので、その内容に合うように修正をしたというところでございます。

次に、3ページをご覧ください。

第3章の今後の検討に関する箇所のところで、3ページの一番上の「(2)意見表明等支援員の導入」のところの1つ目に「子供の意見を速やかに児童相談所職員に伝えるための連携方法」というものを記載しております。これは、前回の資料では1つ前の第3章の1の「意見表明等の理解促進」の項目に加えておりましたけれども、「意見表明等支援員の導入」の項目に入れたほうが適切と考えまして移動させたものになっております。

続きまして、3の「児童福祉審議会への申立て」ですけれども、1つ目の「子供本人による申立案件の審議を担当する部会」は前回の資料でも記載しておりましたが、その後に「審議の体制」を追記しております。審議の場への子供の参加やオンラインの開催等についても検討が必要だという御意見が前回ございましたので、1つ目の最後に「審議の体制」

を追記したという形を取っております。

それから、その下の2つ目、3つ目の箇条書きにつきましては今回新たに記載したものになっておりまして、「調査又は申立てから審議結果の報告、審議結果の取扱いまでの手続き、調査員の職種」、そして「子供が安心して意見を述べるための配慮」などを記載しております。

最後に第4章のモデル実施の部分ですが、「導入場面」の1つ目に「その他児童相談所が必要と判断した場合」を追記しております。

概要版の修正内容につきましては以上となっております。

若干御説明は重複するのですが、そのまま資料3もご覧いただければと思います。

こちらの本文につきましては、お忙しい中、事前の意見照会に御協力いただきましてありがとうございました。委員の皆様からご意見をいただきまして修正させていただいたところがございます。本日は、まずその主な内容に関わる修正内容につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

20ページの「提言⑤」をご覧ください。「提言⑤」の枠の中そのものは変えていないのですが、その下の○の箇条書きのところの記載を修正、もしくは追記をしております。ここは意見表明等支援員の職務に関する部分についての提言内容となっておりますけれども、まずその枠の下の1個目の○のところですが、お送りさせていただきました案では、意見形成の支援と意見の代弁のみの記載となっております、意見表明の支援に関する記載が漏れておりました。従って、2行目の真ん中のところに「周りの大人に対する意見表明の支援又は」という文言を足しております。

続きまして、2つ目、3つ目の○のところを修正しております。具体的には、2つ目の○は全く新しく追加したもの、3つ目の○が表現を変更しているものとなっております。

意見表明等支援員が代弁する意見についての記載になっているところなのですが、当初の案では、周りの大人は意見表明等支援員が代弁する意見を子供の意見として扱うとしておりました。

これについて、まず前提として、意見表明等支援員が子供の意見を正確に代弁できている必要があるだろうということや、その上で、代弁された意見であっても、子供から直接聞いた意見ではなく、意見表明等支援員を通じて聞いた意見をそのままストレートに子供本人の意見として全くイコールとして位置づけてよいのかという御指摘がございました。

こうした御指摘を踏まえまして、修正案といたしましてはまず2つ目の○にありますと

おり、「意見表明等支援員は、子供の意見を周りの大人に正確に伝えることが職務であることを認識し、子供の意見の代弁にあたり、自らの価値観や意見を付加することがないよう留意する必要がある。」と記載をしております。

さらに3つ目の○につきましては、「周りの大人は、意見表明等支援員が代弁する意見を、子供本人の意見又は意向として勘案する。」と変更をさせていただいております。

それから、4つ目の○についてですけれども、今度はその代弁した意見と児童相談所や施設の援助等の方針が異なる場合について記載していた部分で、当初の案では最後の文言を、「意見表明等支援員は調整を行わない」としておりましたが、何の調整かというところが非常に曖昧だというような御指摘もありましたので、「方針等に係る調整は行わない。」と修正をいたしまして事前にお送りをさせていただいたところでございます。

この部分につきましては、またその後に複数の委員から、提言として「行わない」という否定形で終わるということが、その職務や役割を提言する内容としてどうなのかというような御意見をいただきました。中身については御了解いただいていると考えておりますので、もしよろしければ、意見表明等支援員は方針等に係る調整は行わず、児童相談所や施設等の職員が自ら調整を行う、と入れ替えさせていただければと思っております、御議論いただければと思っております。

それから「提言⑦」、次の21ページでございます。先ほど御説明いたしましたとおり、意見表明等支援員の活動の検証につきまして、効果の検証なのか、活動の検証なのかというところで、より議論の状況を正確に反映するために「活動の結果を検証」と修正をさせていただいております。四角の枠内と、2つ目の○のところも「活動の結果を検証」と表現をそろえております。

次に、その下の「提言⑧」、児童福祉審議会への申立てに関する提言ですけれども、枠の下の2つ目の○のところで、権利擁護専門相談事業と里親養育専門相談事業について説明しているところがございます。この2つ目の○の「また」以下に記載しております里親養育専門相談事業の説明につきまして、当初の案ですと、里親や児童相談所の意向だけで児童福祉審議会の審議が可能であるように読めてしまうとの御指摘がありましたので、実際には里親養育専門相談員が事前に意見の調整を行い、その調整が困難な場合に希望に応じて審議が可能な仕組みとなっておりますので、それがきちんと読み取れるように記載のとおり文章を修正させていただいております。

続きまして、22ページをご覧ください。一番下の「提言⑨」の枠の中の記載ですけれ

ども、先ほど御説明したとおり、最後の部分を「必要な知識の習得に努めること」に修正をしております。ここの内容につきましてはもともとそのような説明になっておりましたので、○の部分についての変更はございません。

続きまして、23ページをご覧ください。下に記載しております児童福祉審議会の申立てイメージの図でございますけれども、こちらは前回の専門部会で御確認いただきましたフローをこの提言の内容に合わせて修正したものを掲載させていただいております。

こちらにつきましても、掲載している図につきまして、意見表明等支援員と子供の間には矢印があって、事務局で意見表明等支援員が子供を支えるというつもりで矢印を引いているのですけれども、同席や代弁の矢印の向きがやや分かりにくいという御意見がありましたので、単純に矢印が4か所ございますが、これは取ってしまうという形でどうかと思っております。

主な修正内容の説明と、それから確認が必要な2か所の説明をさせていただきました。事務局からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

それでは、御意見をいただきたいと思うのですけれども、まず事務局からお配りいただいているものからの修正部分についてまた御意見があればということでいただいております。

20ページのちょうど真ん中辺りの「提言⑤」の4つ目の○です。こちらは、記載されているものから「異なる場合は」の後に、意見表明等支援員は方針等に関わる調整は行わず、として児童相談所や施設等の職員が自ら調整を行うという形で、いわば順序を入れ替えた形になりましたけれども、御意見がございました委員の方はこれで大体趣旨が達成されているかどうか、御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

松原委員、お願いします。

○松原委員 修正案に賛成です。

○磯谷部会長 どうもありがとうございます。他の方も特に大丈夫でしょうか。

それから、2つ目は23ページの図なのですけれども、左端の3つのマスと、それから右端の上側のマスでしょうか。意見表明等支援員と子供との間に矢印がありますけれども、やや理解し難いところもあるので削除するという御提案だったかと思いますが、こちらについても特に御指摘をいただいた委員の方、大丈夫でしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、このところは今のよう形で修正をしていただくとして、あとは全体的に御意見がございましたらいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 武藤です。

本当は意見をもう少しきちんと事前に出せばよかったですけれども、少し時間がなくて、いくつか意見をさせていただきたいと思います。

まず18ページの「提言①」なのですけれども、権利ノートの配付、権利ノートのことに言及しているのですが、これは意見をどこかで言ったような気がするのですけれども、社会的養護の子供たちは子供の権利保障にほど遠い状況で来るものですから、子供自身がやはり意見を言うことに慣れていない子供たちが多く、自分たちが意見表明してよいのだということをもっと子供たちに分かってもらうというのでしょうか、そこを前提としてやらないと、児童養護施設や里親の子供たちはなかなか自分の意見を言うことに慣れていない。

そのような意味からすると、この「提言①」のところに、できればですけれども、子供自身に子供の権利について意見表明することについて、意見表明の尊重についてできるように努めるとともに、というような表現をここに入れていただければと思ったところです。

まず、子供たちが意見を言ってよいのだということを前提に子供の権利ノートだとか、そのような部分があると思うのですけれども、現場に行くとなかなか子供たちは意見が言えないということなので、やはり言えるのだということをもっと子供たちに周知するというのでしょうか、そのような文言がここに欲しいと思っています。

それからもう一点、子供の権利ノートの件で児童養護施設の職員や、この前、児童相談所との意見交換の中では児童相談所の児童福祉司からも、もうそろそろ子供の権利ノートの見直しというのでしょうか、そのようなものをぜひ行ってほしいという意見が結構出ています。

要するに、子供の権利というものを子供たちに教えるに当たって、体罰だとか、そのようなところは非常に分かりやすいのですけれども、昨今、心理的な虐待だとか、そのようなことも含めて、やはりそこのところをどう周知するかということが時代の変化とともに非常に分かりにくくなっている部分があるので、今後の課題のところに入れるのか、ここに入れるのかは別として、子供や当事者の現場の意見も聞きつつ、子供の権利ノートの内容の在り方についての検討をするということをごんごに入れていただければと思ったとこ

ろです。

これは、当初から私は意見を言おうと思いがらなかなか言えなくて、この間、現場からぜひこの見直しについて言及してほしいという要望が結構出ていたものですから意見をさせていただきました。

取りあえず以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

今、武藤委員がおっしゃったことは、基本は2つという理解でよろしいですか。

○武藤委員 はい。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

1つ目ですけれども、「提言①」のところに、要するに子供自身がなかなか意見表明をしてよいのだという気持ちというか、理解になっていないので、そこをまずしっかり促進してほしいというところでしょうか。

○武藤委員 はい。

○磯谷部会長 2つ目が、権利ノートの見直しを子供の意見も聞きながら行う必要があるのではないかということですね。

承知いたしました。これをどう書くか、どこに書くかだとか、そのようなことは置いておいて、この点について何か御意見ございますでしょうか。特によさそうですか。

田中委員、お願いします。

○田中委員 武藤委員のお話は、どちらかという子供、若者向けのお話だったと思うのですが、私自身もこの資料を読ませていただいて、やはりすてきな子供のための制度ができるということなのに、子供や、ケアリーバーということはあまり言いたくないのですけれども、社会的養護を離れた子たちへどう伝えるかという部分が少しないなと思って、武藤委員の意見に賛成しています。

また、児童福祉審議会への申立てイメージも前回たくさん議論をしましたが、子供が見たときにどう感じるかという点でいうと、やはり漢字や、専門職、事業名などが多くあると、せっかく私たちが話をしたというのもそうですが、子供たちに知っておいてほしい情報であるのに、知られないままケアを離れる可能性もなきにしもあらずではないかなと思いますので、武藤委員から時代に合わせたというお話がありましたが、やはり動画やSNSを活用した理解促進であったり、現場で周知を図れるような取組と、あとは制度そのものの仕組みの分解されたものを子供向けに見える化をしていくということも検討事項とし

て入れていただきたいなと私も思っています。

以上です。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

今のお話は、要するに今回このように色々つくるわけですが、それが子供に分かりやすいように、まずは広報などをきちんとしてほしい。難しい何とか事業名などではなくて、そのようなお話と承りましたが、先ほど権利の理解の促進というようなお話もございましたけれども、権利ノートのところも絡んできますか。

○田中委員 はい。

○磯谷部会長 分かりました。そうすると、先ほど武藤委員がおっしゃった権利ノートについて、また子供の意見も聞きながら見直しをする中で子供に分かりやすく伝えてほしいということでもよろしいでしょうかね。ありがとうございます。

この辺り、今のいくつかの議論について他の委員の皆様から何かありませんか。

では、永野委員お願いします。

○永野委員 ありがとうございます。

今の権利ノートのところ、福岡市が新しく改訂された報告を2年間ぐらいにわたって聞いたのですが、子供の意見を聞きながら、例えばデザインなども全て子供のところに行って、色だとか、紙の質まで一緒に作ったという報告をこの間聞いて、とてもすてきだなと思ったので、ぜひもし改訂する動きがあれば本当に子供たちと一緒に作る方がよいかと思います。

もう一点は、ちょうどこの間、施設の職員の方たちと権利擁護のことを話す機会があったのですが、私は職員ではないので実態が分からないのですが、権利ノートが児童養護施設の職員には配られていないと聞いていて、新任職員たちは持っていないということを目に挟みました。これが本当かどうかは分からないのですが、子供に配るだけでなくやはり新任の職員たちも研修などがあると思うので、そのときにきちんとお配りして、配る一方ではなくてワークショップのようなものをしたりだとか、子供にどのように伝えるのか、職員自身がどのように権利のことを理解するかということも含めて非常に大事なかなと思うので、配られていないようであればぜひ配る。

もし御存知の方がいれば、武藤委員など御存知かと思えますけれども、どのような実態かなということと、ぜひ配ったらどうかと思っています。

以上です。

○磯谷部会長 どうもありがとうございます。

武藤委員、今、御指名がありましたけれども、配付状況などについて補足があれば。

○武藤委員 もう相当、前に作ったのですね。そのときには結構、余分を作って、施設の職員の手にも渡るといようなことで行ったのですけれども、それから相当の時間を経て、一回、少し改訂はしたのですね。イラストだとか、そのようなものを変えたりして改訂したのですけれども、私はどちらかという中身がもう少し子供たちに分かりやすいような改訂も必要なのかなと思います。先ほど永野委員がおっしゃったように、子供の意見も聞きながら、もう少しこのようなことも入れたほうがよいのではないかなど含めて、その改訂の予算もかかるので、それはすぐにできるかどうかは分からないのですけれども、その改訂に向けての検討はするべきなのではないかと思いました。

そのときに、職員用の解説書のようなものを当初作ったのですね。ただし、私も前に児童福祉審議会で意見を言ったと思うのですけれども、現場の職員がそれを使えなければいけないし、子供たちも使えなければいけないので、活用するためのガイドラインのようなものというのでしょうか、仕様書というか、そのような部分もやはり必要なのではないかなと思っていますので、併せて検討していただけるとよいかと思いました。

以上です。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

事務局にも少し御見解があればと思いますけれども、お聞きになっているように、1つは子供自身が意見表明をするということに慣れていないので、そのところを促進できるような形で何か書いたほうがよいのではないかというお話と、あとはやはり権利ノートの改訂、それから解説書、あとは配付などについて御意見が出ましたが、事務局は何かいかがでしょうか。

○小林子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

まず、子供が権利について知って、それを行使する権利が当然あるのだということを知ることが必要だということにつきましては、ここの章の大前提になっておりまして、17ページのところのそもそも意見表明等の理解促進が何で必要なのかというところに、「子供が権利について知り、話す大人を自ら選んで意見を表明できるよう、子供に対する権利の啓発や相談先の周知を行うことに加え」と記載があり、今も御議論がありましたとおり、周りの大人もきちんと知ることが必要だということ、ここに引き続いて記載がございますので、一応前提として書いてあるかとは考えております。

その上で、具体的に子供には権利ノートを使った方法、そして②のところでは周りの大人に対する周知ということで、今、具体的にこうしたらどうかという、より具体的な御提案をいただいたと思っておりますけれども、それぞれについてアプローチが必要だということについては、一定書かせていただいているかなという認識ではいるのですが、いかがでしょうか。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

まず、子供自身が意見表明をできるのだという意識を持ってもらうという点について今、御指摘あったのは「子供が権利について知り」云々という17ページの一番下の辺りでしょうか。

○小林子供・子育て計画担当課長 はい、そうです。

○磯谷部会長 こういったところに加えということで一応、表現はしているおつもりだと思いますが、この点はいかがですか。

○武藤委員 これは提言の中に入っていなかったものですから、17ページの下の2行目と18ページの1行目というのは大前提ということで確認してよろしいですね。

○小林子供・子育て計画担当課長 はい。

○武藤委員 分かりました。了解です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

川瀬委員、何か御発言がありそうですか。

○川瀬委員 関連してなのですけれども、17ページに「意見表明等支援体制のイメージ」というようにピラミッドの図で示していただいているのですが、これは例えば横に軸を置くとしたら何になるのか。より深刻だとか、そのようなことで段階が上がっていくということなのか。横に軸をもしつけるとしたらこれはどのような段階になっているのか、少し確認してもよいですか。

○磯谷部会長 事務局、大丈夫でしょうか。

○小林子供・子育て計画担当課長 深刻度ということではなく、意見表明等についての理解促進や、その権利についての知識というものは前提としてみんな持っているものかと思っています。

しかし、意見表明等を支援する仕組みの充実というものは当然制度として充実させていくのですけれども、その中で全員の方が使われるというわけではなく、また、児童福祉審議会への申立てというものも全員が使われるというわけではないので、今まで全体として

仕組みを機能させる必要があると言ったときに、一番の下支えになるものが理解促進で、そこからさらに意見をしっかり伝えられる、さらに最終的にはというように段階で考えているということです。

○川瀬委員 ありがとうございます。

段階にすると、ゴールなどが上にきたりだとか、理念や達成すべきモデルのようなものが上に来ているというイメージが自分の中ではあるのですが、これだとより場面を限定したイメージに、上に向かっていけば向かっていくほどなっていくのかなというように思って、その辺りのイメージといったときにこの段階がどのようなイメージなのかなと自分の中で疑問に思ったもので、すみませんが、質問させていただきました。

○磯谷部会長 どうもありがとうございます。一応、趣旨としては今、事務局が御説明いただいたとおりにかと思えます。

それで、私も最初に子供自身が意見表明できるようにするということはとても重要だし、また本当に基本の基だと思いますけれども、「提言①」のところは今、権利ノートを配付されていない子供たちに何らかの周知をしようよという文脈なので、少しそこに入れるのは難しいかなと聞いていて思っております、先ほどのように17ページの一番下から2行目のところ、「子供が権利について知り」というところに加えですから、大前提になっているというところで御理解をいただければありがたいと思います。よろしいですか。

それから、権利ノートについては結構複数の御意見が出ました。これについては非常に重要な問題なのだろうと思っておりますが、ただし、正直なところ、その在り方を本部会で詳しく議論してきたわけでは必ずしもないので、これは非常に大きな課題として御指摘を複数いただいたということは記録にはとどめさせていただきたいと思うのですが、今回のこの提言の中にはなかなかどうかと思うのですが、率直なところどうでしょうか。いや、しかし、このような形であれば入れられるのではないかなど、何かございませうでしょうか。

柏女委員、お願いします。

○柏女委員 おそらく他にもそのような意見が出てくると思うので、「おわりに」のところに入れたらどうでしょうか。これからの議論の中で、本部会ではあまり行ってこなかったけれども大事なことということが提言されると思うので、そのほうがよいかなと思いました。

○磯谷部会長 全くおっしゃるとおりだと思います。それでは、先ほどの権利ノートの見直

し、それから配付、解説書など色々な御意見をいただきましたので、この入れ方についてはまた後に検討させていただくということにしたいと思います。

関連する話はそのようなところで大丈夫ですか。

それでは、他の部分について御意見があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

では、永野委員お願いします。

○永野委員 ありがとうございます。

前回発言して、それは次の段階と言われたので、報告書の提言のところではもう無理かなと思ってお送りしなかったのですけれども、今、柏女委員の「おわりに」のところにもしかしたら可能性があるかなと思って発言します。

先ほどから出ているように、子供が直接自分の意見を言えるということが、本来の一番、間に何も介さないことがやはり直に届くわけですよ。もちろん意見表明等支援員が入ることによってその流れがスムーズになるということは非常に期待されることなのですが、直接言うということが一番純度が高いわけで、しかもその力を培っていただくか、権利を行使していく機会を得ていくということがやはり非常に大事だと思って私は発言してきたと思っています。

何が言いたいかというと、意見表明等支援員のところでは代弁ということが非常に出てくるのですが、本人が直接言うということをサポートするという方法もあるはずだと思っていて、そのことの例えば場所だとかというものはまだ検討されていないというか、たしか前回は援助方針会議などは少し難しいかなということだったと思いますが、それ以外にも本人が直接言える場を設定するだとか、本人参加型のミーティングを開くだとかということは今後非常に大事なことではないかと思うので、そういった内容をもし「おわりに」に入れていただけたら、私はここにいる役割が自分の中では非常に果たせたと思うのです。

本当に代弁だけでとどめてしまうと、ともすると今まで児童福祉審議会では聞いていたのだけれども、意見表明等支援員が来るからこれはもう自分たちが聞かなくてよいということになってしまうと、入れ替わってしまうといけないなということを非常に思っているのです。

本当は直接聞くことが一番で、直接言うことが一番だということをやうまく表現できないでここまでできてしまった感じがしていて、もし「おわりに」に何か今のことが入るとよいなと考えています。

以上です。

○磯谷部会長 どうもありがとうございます。

まず、意見表明支援がむしろ重要だよというところは先ほどの20ページの「提言⑤」の1つ目の○のところで事務局で修正をいただいたのですが、今、永野委員がおっしゃるようにもともと代弁としか書いていなかったのですが、意見の表明の支援というところをむしろその前に足したというところで、おそらくその御趣旨とは一致するのかなと思いました。

しかし、前回も御意見がございましたように、その場の話ですよ。何か会議の場だとか、ミーティングであるとか、そういったところで子供自身が参加をして意見が述べられるようにというのは前回も御議論がございました。今の点について他の委員の皆様から何か御意見はございますか。

柏女委員、お願いします。

○柏女委員 今、永野委員がとても大切なことをおっしゃっていて、それはとても私は大事だと思っているのですが、そのためには「おわりに」のところで、モデル事業に委ねられるところが非常に多いと思うので、モデル事業についてのことを一文入れて、そこでモデル事業で検証するというスタイルにして、それを踏まえた上で本人参加の在り方についても議論を進めていくべきであるというような形でその次のステップという永野委員のお話でしたので、そのような書き方ならばやれるのではないかなと思いました。

それで、続けてもよろしいでしょうか。

○磯谷部会長 はい。

○柏女委員 「おわりに」の4つ目か5つ目辺りに、モデル事業に委ねられるところが非常に多いので、それにより詳細な検討をし、さらに評価を行っていくことが大事だということを書いていってはどうかということですか。

4つ目のところにそれに関連するようなことが少し触れてありますので、ここに入れてはどうか。そうすると、5つ目のところで、さらにそれらの評価を行った上で、次の段階としてこのようなことも必要なのではないかとはいれていければよいかなと思いました。

それで、もう一つなのですけれども、モデル事業を入れたときに、前のところはモデル事業をすぐに始めるというような書き方になっているのですが、実はかなり詳細な事前マニュアルを作成しなければならないだろうと思っています。

意見聴取というものはただその場で聴取すればよいわけではなく、倫理的な配慮も当然

必要になるわけですし、夏にインタビューに行ったときの子供への説明のような倫理的な配慮事項のマニュアルが必要になりますし、それからその聴取をする上での留意事項というものがあるわけですね。

私は今、大学でハラスメント相談員をしておりますが、そうするとまさに先入観は持たないで個人的な意見を述べないとか、非難、批判的な態度を取らないとか、それから事実と感情の区別を図るとか、善悪の判断をしないとか、話した内容の秘密は守るだとか、そのようなことをしっかりとしたマニュアルを作成した上で行き、かつ、当然のことながらそこで記録を取るわけですね。記録はI Cレコーダーでおそらく取るだろう。記録を取ったらそれをテープ起こしして、その内容を、私はこのように聞き取ったけれども、これでよいのかということをお本人に説明をして、そして本人のサインをもらっていく。あるいは、ここを変えてほしいだとか、ここは今は気持ちが変わったかとかというようなことをもう一度必ず確認をした上で、ではそれを児童相談所に伝えるねという形で行うような手順書も絶対に必要になるのだろうと思います。

それをまずは作成をした上で始めていかないと効果検証になかなかならないのではないかと考えていますので、まずはその作業をここに入れておくというようなことが、あるいは26ページや27ページにモデル事業というところがありますので、このモデル実施のところ、例えば27ページの下の○に「面談のタイミング、意見表明等支援員へのアクセス方法」云々というようなところがあるので、この辺りに、意見聴取に当たっての倫理的な配慮だとか、記録のこととか、それから記録を確認することとか、そういったようなことを一括してというか、書いて意見聴取の方法などというように全部まとめてしまってもよいと思うのですけれども、それをに入れておくことがよいのかなと思いました。

それで、ハラスメントの相談の中で感じることは、やはり解決するのは相談員ではなくて、ハラスメントの調査委員会にこのように伝えますよというようにして、それでよいですかというような確認をするわけですが、そうすると、えっ、これはえらいことだと、学生もやはりそこで躊躇してしまって、では取り下げますと言ったり、もう気持ちがぐらぐら変わっていくわけですね。それは大学生でもそうですから、中学生、高校生になると、もっと揺れるのだろうと思います。

そうすると、その中で、意見表明等支援員側もやはりしっかりと何度でも聞くからね、もう一回確認するねというようにして、何回会うのかという問題はありますけれども、それを行っていく作業を進めていかなければならないのだろうと思っています。そのような

ことについてのマニュアルを作成してから始めていくことが大事かと思っています。

少し長くなりましたし、まとまらなくて申し訳ないですが、そのようなことも大事なかなと思いましたが、永野委員の意見はそのような形で「おわりに」のところに入れたらよいかと思いました。

以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

すみませんが、私が今、十分ついていけないのですが、最初のお話は先ほどの永野委員の子供が会議などに参加をするなりして何らかの場で表明ができるようなところに入らずれしていきたいという話だったかと思いますが、具体的にはその入れ方として今、御提言があったのは。

○柏女委員 入れ方として、その前にこのモデル事業のことを「おわりに」には触れていないので、モデル事業に委ねられるところが非常に多いものですから、モデル事業をまずはしっかりやろうということですね。そして、それを検証した上で本人参加の方法についても今後検討していくことが大事だという書き方にしていってらどうかということです。

○磯谷部会長 そうすると、まずモデル事業を今回の提言に従って実施をする。その中で、先ほど御提案のあったマニュアルですね。倫理的なものも含めたような、そういったものもまず作った上で行き、そのようなところをしっかりと評価した上で、行く行くはというような形になるというところでしょうか。

○柏女委員 ということですか。おっしゃるとおりです。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

おそらく、今回のステップはまずモデル実施をして、そこの先に今度は今回の枠組みのものを本格実施して、さらにある意味、その先に今のようなところを持っていければよいかなということかと思いますが、よろしいですか。

○柏女委員 モデル事業の次という選択肢もあるかとは思いますが、やってみたら案外やれるではないかというようなこともあるかもしれないので、いずれにしてもモデル事業の評価の上でということにはなるとは思いますが、それを本格実施してから次のステップに子供が参加ということにはならなくてもよいかなとは思いました。この議論の中でも、子供たちに直接聞ける場合もあるよねというような意見も出ていたと思いますので。

○磯谷部会長 そうすると、少し整理をすると、要するにまずこのモデル事業を実施する。それについてはマニュアルなどを色々作成した形でしっかり行っていただく。それを評価

する。それで、次なのか、さらにもう少し先なのかはともかくとして、子供自身が、これは処遇決定の場、援助方針決定の場とまでは言わなくてよいですか。

○柏女委員 そこまではここに入れる必要はないと思います。やってみた上でのことだと思いますので。

○磯谷部会長 永野委員のほうで、書き方としてどのような場というようなことはありますか。

○永野委員 柏女委員が先ほどおっしゃったような本人参加型の、私はミーティングと言うのですけれども、片仮名があまりそぐわないのであれば、本人参加の何と云えばよいのでしょうか。本人が参加する方法などで、私がイメージしているものは処遇決定の場ではないです。そのイメージというか、おそらく広く行われているファミリーグループカンファレンスだとか、北欧でまた盛り上がってきているのですけれども、本人を中心にミーティングを行うというやり方の話をしているので、援助方針会議に子供がいなくてはいけないと言っているわけでは全然ないです。その前段階で、本人の意見を直接述べるができる場とか、一緒にミーティングできる場ということをうまく表現する行政用語があれば。

○磯谷部会長 それは、例えば児童福祉司の方といますか、児童福祉司がいて、子供がいて、意見表明等支援員がいて、そのようなところでお話をするということでしょうか。

○永野委員 自分で言うよとか、そのようなことを子供が言う可能性がありますよね。どんなことを思っているかだとか、どのようにしたいか聞くよというようにして意見表明等支援員が来るのだけれども、聞いていくと、自分で言うよかなということがおそらく本来の最もエンパワーされている状態かと思うのです。

そうしたら、話せる場で話そうねだとか、もしかしたら父、母にも聞いてもらいたいということが出てくれば、本人参加型プラス保護者、関係者も同席して、施設の職員にも聞いてもらいたいとか、一緒に話してみたいとか、子供たちの意見が出てくるようになってくればそのような場がおそらく必要になってくると思うのです。ですから、本人参加型の表明ができる場です。

○磯谷部会長 例えば、それは児童福祉司がいて、子供がいて、それで意見表明等支援員が支えて子供自身が意見を言う。それも一つの在り方としてよくて、さらにひよっとするとそれに保護者が入ったりすることもあるし、他の方が入ったりすることもあるしというイメージでよろしいですか。

○永野委員 そうですね。おそらく、今この提言でイメージしているものは、きっと記録に子供の意見を聞いたということが載ってくるもので、記録というか、書類で子供の意見を聞いたという意見表明等支援員の報告が上がってくるというイメージだと私は理解しているのですけれども、そうではなくて子供が直接言える場も検討する必要があるかなということだと思います。

○磯谷部会長 おそらく、意見表明等支援はどちらかという子供が実際に言うことを想定していて、それを横からサポートしたり、事前の打合せなどで何も意見表明等支援員は言わないかもしれませんが、そのような形を想定しているかと思います。

ですから、代弁というものは一つの在り方として、子供の年齢や、子供の性格だとか、希望だとかによってそれを選択することもあるけれども、そうではないことも結構想定はしているかなと思っていたのです。

○永野委員 そうなのですか。私は前回、それはその先だと言われたような気がしたので。

○磯谷部会長 ごめんなさい。私もなかなか十分理解できていないのですが、処遇決定と言うとあれですけれども、結構大きな場で子供が参加をして、そこで他の方もああだこうだと色々意見を言ってというようなことはもう少し先かなというイメージでしたが、児童福祉司と子供が向かい合っていて、それで意見表明等支援員がサポートをしている図というのはおそらく、今回の改正で想定されている範囲かなと思いますし、どちらかという本当はそれができるとよいのではないかとは思っています。

○永野委員 それならばよかったです。では本人参加の場はある。

○磯谷部会長 もちろんそこは子供の状況だとか、希望だとか、その希望というものをどこかに入れた気がしますけれども、おそらくそのような形で想定はしているつもりかと思えます。

○永野委員 分かりました。その先にもう少しいけるのかもしれないと思うと、今どんな状況になっているよということもその場で説明されたりする可能性も出てくるかなとは、先ほど保護者が来るとか、施設職員が来るとか、学校の先生もやって来るとか、今どうなっているかみんな話し合うというようなことで、そのようなことも可能性としてあるとすばらしいなと思います。

○磯谷部会長 今、永野委員がおっしゃったような形に本当になっていくかというところは我々の非常に大きな関心事だと思っておりますし、そこはとても大切なところだと思っております。ありがとうございます。

○永野委員 すみません。私も少し誤解しているところがあったかもしれません。

○磯谷部会長 いえ、私は国の議論にも関わっていますけれども、それほどまだ固まっているわけではないと思っていますので、ありがとうございます。

まとめ方のところももう少し議論が必要ではございますけれども、他に伺っておきましようか。何か他にはございますでしょうか。

では、能登委員お願いします。

○能登委員 「提言②」のところで、児童相談所の職員だとか、里親だとか、施設職員等に子供の意見表明が重要なことを理解してもらってそれを進めていくというような中身があるのですが、私も理解が十分でなくて、提言の前の段階で意見を述べるのができなかったのも、それはそれで非常にありがたいことだということと、あとはやはり子供が周りの大人の誰しにも話せる体制をつくるということも重要だと思っています。例えば、里親は子供の話を聞いて、これは自分の中で解決できる問題だなということと、これは自分の中では解決できないので次に話を上げていかななくてはいけないとなったときに、どのような形で上というか、下というか、進めていくのかということがやはり分かっていないと、そこで立ち消えになってしまうこともあると思います。例えば意見表明等支援員の方に、次にこれをどうにかしなくてはいけないと思ったことがあったときに進めていくような段階というか、そういうものを少し提示していただくと話が子供との関係で進むのではないかと思っていますのですが、いかがでしょうか。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

御趣旨としては、ここで周りの大人たちが子供の意見を、意見表明等支援員だけではなくて聞くということを促進するという話になっているのだけれども、具体的に聞いたときにどこまでをどう解決するのかだとか、その辺りがもう少しはっきりするとよいという理解でよろしいですか。

○能登委員 はい。

○磯谷部会長 分かりました。おっしゃるとおりだと思います。

これは、やはりこういった理解促進の一環として実際にこのようなところについてはぜひまた相談をしてほしいだとか、そういったところを少しきめ細かく行っていただくとよいかと思うのですが、事務局としてはそのようなところを今後運用の中で行っていただくということでもよろしいでしょうか。

○小林子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。理解促進と併せて、例えば里親

でしたら里親の皆さんをサポートする仕組みですとか、そういったことについても当然併せて周知をしていく必要はあると考えておりますので、具体的な理解促進策を考えていく上ではその視点を忘れないようにさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○磯谷部会長 そのような形でぜひやっていただくということで、御意見として承りたいと思います。

では、川瀬委員をお願いします。

○川瀬委員 4点、少し多くなってしまいますので、お願いします。

1点目は、今の能登委員の発言に重ねてなのですけれども、全般的にどのように行うのかということがイメージしにくい。必要な対策を講じるなど、文言がたくさん並んでいるのですが、ではそれをどうやって行うのかといったときに、モデル事業だけで果たしてやり切れるのかということは少し分かりにくいと思うのです。

例えば細かいところを、では意見箱の活用促進というものはどう行うのかということなどをどこで議論するのかという何かワーキング的なことなのか、あるいは例えば好事例を収集して周知するののだとか、そのハウツーの部分がもう少し示せると、理念や方針としては非常に説得力があると思うのですが、そのハウツーの部分を何か表現できるとよいのかなと思ったことが1点です。

2点目は中くらいの話になるのですが、「提言⑥」ですね。意見表明等支援員にどのような人になるのかという話で、例えば20ページや26ページなどに関連することなのですけれども、知識及び経験というような表現がたくさん色々なところに出てくるかと思うのです。

それで、改めて見てみると、知識なのかということは少しよく分からなくて、例えば資質のような言葉に置き換えてみると、その資質の下に例えば知識、例えば技能、例えば態度など、意見表明等支援員としてあるべき資質のようなことを分解していくと、おそらく知識がぼんといきなり出るというよりは、もう少し上位に資質としてどのような人が適性なのかということと経験との掛け算というようにしていくと、どのような人が必要なのだとか、どのような人がなり手としてふさわしいのかということがもう少し広くイメージしやすいのかなと思ったということが2点目です。

3点目と4点目は非常に細かいことなのですけれども、3点目は先ほど図の話がありましたね。23ページの図の話なのですけれども、よくアドボカシーは子供のパートナーに

なることだというように表現されたりするのです。ですから、矢印を取るというよりは、連帯だとか、同じ目線ということ表現するのに、イコールや、二重線など、そのような表現の仕方もしかしたらあるのではないかと思って、同席や代弁ということがあるのですけれども、イコールで表現してもよいのかなと思いました。

4点目は全般的な提言というか、報告書というか、そこで示す我々の姿勢の問題だと思うのですけれども、子供から今回たくさんお話を聞かせていただいて、そこから我々は考えてきたという経緯があるので、やはりそこに協力してくださった子供たちへのメッセージだとか、感謝の言葉ですとか、協力をしてくれた子供たちのおかげでこのようなアイデアがきちんとまとまってきたのだということは「おわりに」のところで込められるとよいのかなと思った次第です。

以上、4点です。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

最後のところはおっしゃるとおりという感じがいたしましたので、これは入れたいと思います。

それで、最初の今後ですね。確かに、もともと今回の提言というものはあまり具体的にはなかなか書き切れないということは今、国でも色々議論が進んでいて、それを踏まえた形でさらに具体化していくなどということになっているので、そのような意味では今回の提言の性質上やむを得ない部分かなとは思うのですけれども、いずれにしても事務局では今後さらに細かいところを詰めていく作業について、現時点で何かこんなことを考えているだとか、このように進めていきたいと考えているだとか、あるいはまだそこまでは今のところはまとまっていないだとか、何か現時点でのお話がもしできるようであればお願いしたいと思います。

○小林子供・子育て計画担当課長 具体的にどのようなことでだとか、そこまでではないのですけれども、もともとお話しさせていただいていますとおおり、まず本部会で全体的な方向性をお示ししていただいた上で、制度の詳細については国が示されるマニュアル等とも整合性を図りながら、矛盾がないようにこの提言の方向性を実現したいと考えております。

ですので、国のマニュアル等が出ましたら、それを踏まえての何らかの検討はいずれにしてもさせていただく予定でおりますので、そのようなつもりでいるということで御理解いただければと思います。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

川瀬委員、今の点はそのような形でよろしいですか。

(川瀬委員首肯)

○磯谷部会長 それから、「提言⑥」のところですけども、資質という言葉のほうがよいのではないかということでしょうか。

○川瀬委員 というのは、知識というものはやはり力なので、子供からすると非常に何かに詳しい人だとか、力の勾配のようなものを生じさせてしまうこともあるのです。ですから、難しい言葉を使えるだとか、色々なことに詳しいということが、子供にとっては気軽に色々なことを相談したり話したりということから遠ざかってしまうということも場合によっては起こり得るので、知識が非常に重要で、そうなるためにきちんと勉強してくださいねというような受け取られ方よりは、もう少し広く色々な要素というものが解釈の中に盛り込めるような表現ができるとういことかと思いました。

資質がよいとは必ずしも言えないのですけれども。

○磯谷部会長 ある程度理解はしたつもりなのですが、どのように修正するのがよいのかなというところですが、おっしゃるところは本当にそのとおりで、頭でっかちで知識ばかりあって、それで本当に子供の話を聞けるのかと言われると、それはそうではないのだろうなということはよく分かります。

よく分かるのですけれども、どのように表現すればよいでしょうか。

○小林子供・子育て計画担当課長 ここは、もともと資質という言葉が是か非かというところから議論が始まって、先行事例なども踏まえながらどのような規定の仕方をしているかということを考えていこうということで、最終的にこのような表現に落ち着いたと思います。

ですから、資質だと少し幅広過ぎるというか、その資質というものが何を求めているのかということも具体化していく過程の中でこのようになったかと思っています。

知識のところについては、知識が最優先ということではないのだけれども、やはり意見表明の重要性だとか、意見表明等支援というものはそもそも何をするのかというような基本的な考え方等についてはきちんと知るべきだというような議論があり、20ページのところでは主に3番目の○のところ、そもそも何をやる人かということについてはきちんと分かってもらった上で、具体的な援助技術等も学んでもらおうという記載になったかと思っています。

いわゆる資質の部分についてどう規定していくかについては、議論の結果も踏まえて入

ったのが2点目の○のところ、そこは必ずしも知識のことだけを言っているわけではなく、色々検討した結果、やはり重要なことは子供との信頼関係や、コミュニケーションを築く能力なのではないかというところで、まずはこれを求めましょう、しかし、それをなかなか外形的に規定することも難しいところがあるので、児童福祉の現場やNPO等において子供を支援した経験を有している方や、児童福祉施設等の経験者などを基本としつつ、とはいえ相談内容も多岐にわたるので、多様性にも配慮して選んでいきたいと思いますというよう結論になったのかなと思っています。

これを資質というようにまとめるか、もしくはここと並列して資質という言葉はどう入れていくかというところのイメージが難しいかと思うのですけれども、現在の記述に至るまでの議論としてはそのような経過だったかなと考えております。

○磯谷部会長 柏女委員、お願いいたします。

○柏女委員 この専門性を構成する要素は、態度や倫理、知識、技術、それらを合わせてコンピテンシーで、それは日本語に訳すと力量などと言われているので、意見表明等支援に関する力量や経験を有することが望ましいとかではまずいですか。それをコンピテンシーで代表させて、それを力量と訳してはまずいでしょうか。

○磯谷部会長 この点については、他の委員の皆様いかがでしょうか。

では、佐久間委員お願いします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

個人的な意見ですが、私は知識で十分理解できたので、改めてここで資質ではないかと言われると、先ほど小林子供・子育て計画担当課長がおっしゃったように資質の受け止め方が幅広くて、これを自分が行うとしたら自分にその資質があるのか、自分が判断できないなと思いました。ですから、ここは知識で十分理解できるのではないかと感じます。

それで、○の2つ目のところに資質というか、知識の中に、多様性にも配慮すると書いてあるのですが、これは別に盛り込んでほしいということではなく、昨今、海外に出自のルーツを持つ子供たちも増えていきますし、どちらかが海外に国籍がある親を持ってこのような福祉に関わっている子供もいると思いますので、必ずしも日本語が話せる子供だけではないということも、ここの中にふわっと入れ込めていただけるとよいと思います。

以上です。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

おっしゃるところは本当にそのとおりだと思いますので、この辺りはやはりその多様性、

今の言葉の問題も含めてぜひ配慮していただいて担い手をつくっていただきたいとは思いますが。

知識のほうですけれども、今の御意見もございます。確かに、資質や力量という言葉が何を意味するのかということでは分かるような感じもしますし、必ずしも共通理解なのかということも不安が残ることと、おそらくここではいずれにしても研修をしっかりと行う必要があるよねと、そういったノウハウそのものも知識に含めた形で具体策を提言しているのだろうとも思うので、そのような意味からすると一応、知識を設けておくこと自体は意味があるのかなとは思いました。

今の御意見はとても貴重なものと思っておりますけれども、それはそれとして事務局で受け止めていただいて、言葉としては一応原案でいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

○川瀬委員 粘ってしまっでごめんなさい。その各論、資質でまとめられないのは何なのかということとそれぞれの○が説明をしているような気もしていて、この○の4つの項目を見れば見るほど、これは知識なのかということが結構疑問になってくるのです。知識が必要とどこにも書いていないというか、少なくともその知識、技能とか、何か少し並列できるとよいのではないかなと思ったということで、すみません。

しかし、1人の意見ということで受け止めていただけたらと思います。強硬突破するつもりはないです。

○磯谷部会長 分かりました。おっしゃることも分からなくはなく、ただ、知識のところは、この3つ目の○の研修だとか、そういったもので獲得できるし、2つ目の○のところでは経験が入っているので、それにプラスして、例えばここに出てきているコミュニケーションを築く能力といったものが実は提言の中にはあまり明記されていないことは確かかなとは思いますが。今のお話も含めて考えると、入れるとすると。

しかし、難しいですね、力量、資質。なかなかすぐ答えが出ないところではありますけれども。

○川瀬委員 モデル事業の中で、どのような人が資質として必要なのかを具体的にしていくということも併せて考えていきたいなと思いました。

以上です。

○磯谷部会長 分かりました。ありがとうございます。

色々と御意見を頂戴してありがとうございます。だんだん終わりの時間が近づいてまい

りましたけれども、私の足りないそれこそ力量の中で少し整理をさせていただくと、いくつかもう少しというところは残るにしても、大きな部分とすれば「おわりに」のところにやはり権利ノートのお話は載せてほしいということはあったかと思います。

それから2つ目が、先ほど永野委員と柏女委員がおっしゃった、モデル事業を実施して、そこをしっかりと評価して、そして行く行くはというようなところがございました。

しかし、そこを先ほどの議論も踏まえて考えると、今の短時間でなかなか盛り込むのが難しそうな気がするのですけれども、何かこの短時間でうまく盛り込めるような表現はございますでしょうか。

では、永野委員どうぞ。

○永野委員 ありがとうございます。

検討事項のところももう一回読み直してみたのですが、読めば読むほどやはり代弁のことは検討されているのですが、本人が言う場所をどうするかということがあまり読み取れないような気がします。

27ページの検討事項の○の1つ目のところも、聴取した意見の取扱い、意見表明等支援員の連携方法、面談対象の年齢となっていて、やはり意見表明等支援員が聞いたものをどうするかという議論がおそらくここで非常に大事なパートだったと思います。従って、「おわりに」の部分で、本人の意見を述べる場、または本人参加型会議の在り方については今後の検討が必要という意見も出たというくらいにしてもらえるとありがたいのですけれども、いかがでしょうか。

○磯谷部会長 今、永野委員がおっしゃったところは、なるほど、そのようなところはそうかもしれませんね。

ここだけ直せばよいのかどうかは分かりませんが、例えば、むしろこの意見表明等支援員が聴取した意見の取扱いだけではなくて、やはり子供が言った意見の取扱いということがまず先に入らなければいけないですよ。

○永野委員 そうだと思います。

○磯谷部会長 そこはそうですね。

○永野委員 導入イメージもやはり代弁というように出てきて、子供の意見というものは代弁によるものというように見えるのです。そのような役割なのだと私は思っていたので、本人が言える場がないなということがずっと気になっていたという趣旨だったのです。

○磯谷部会長 「1 導入場面」の、今おっしゃるのは4つ目の○ですか。

○永野委員 「4 導入イメージ」のところですが、代弁という言葉が出てくるのですけれども、子供の意見というものはどれなのか。代弁するというようには出てくるので、意見表明等支援員が行うことはやはり代弁なのだとここで思うというか、本人が話すことをエンカレッジするというにはあまり読み取れないような気がしたのです。そうだと思っていたので、本人が言える場が必要だし、そのことがまだ先なのであればその場の検討が必要と思っていたということです。

少なくとも、27ページの検討事項の1つ目の○などを見ると、やはり聴取した意見の取扱いということなのだと思ったということです。

○磯谷部会長 1の「導入場面」の4つ目の○のところには、「希望に応じて意見表明等支援員が意見聴取に同席する又は子供の意見を代弁することができる体制」となっているので、ここはここでむしろサポートのようなところが出ているのですよね。

ですから、そうすると気になるのが「導入イメージ」の図のところと、あとは検討事項の1つ目の○のところということでしょうか。

○永野委員 例えば、「導入場面」の1つ目の○のところから、既に「意見表明等支援員が意見を聴く」と始まっていることを、子供が意見を言える場というように今、想定されているということなのですよ。ですから、子供が意見を言える場の調整を行うや、意見を聞くなどとすればよいのでしょうか。何かいきなり聞くということで、代弁の話になっているような気がしてしまったということです。

○磯谷部会長 では、この点を事務局お願いします。

○小林子供・子育て計画担当課長 図中の言葉遣いが安定していないところがあって申し訳ないのですけれども、もともとまずこの図は意見表明等支援員の職務を示すためにつくっているのですから、確かに、子供の意見全体の流れがきれいにここから見て取れるかという少し後ろに隠れてしまっているところはあるかもしれません。

その上で、この図の②の「代弁」というところは、代弁も意見表明等支援の一形態なので、「代弁」ではなく、「意見表明支援」とした方がよいかなと思います。要は、今、意見表明等支援員は意見表明等支援を行うのだとずっと定義づけていて、意見表明等支援は子供が意見を形成すること、そして意見表明を行うことで、意見表明には子供をエンカレッジするというようなやり方と、代わりに一緒に言うという代弁と、2つの行動形態があると思いますけれど、そこが図で見ると全然そのように見えないというご指摘かと思います。

確かにこの②のところは、「代弁」だけでは不十分なので、そこは意見表明支援に代えさせていただきたいと思います。

あとは、①の「面談」のところは実際に活動のイメージからすると、面談をしながら意見形成支援をしていくのかなというところから、面談という具体的な行動のイメージで書いているのですけれども、もし②を「意見表明支援」とするのであれば、①は「意見形成支援」などに合わせるといった考え方もあるかと思います。

役割としては、おっしゃっているところはそのつもりなのですが、表現が至らず大変申し訳ありません。そのように修正してみるということではいかがでしょうか。

○磯谷部会長 まず「導入イメージ」のところは、今のような形でよさそうですね。

それで、「検討事項」の1つ目の○のところ、確かにここの「意見表明等支援員が聴取した意見の取扱い」というところはどのように考えるかな。

これは、結局、終わりは「検討が必要である。」なのですよね。

○小林子供・子育て計画担当課長 順番がということなのでしょうか。表現もやや不十分なのかもしれないのですが、児童相談所職員と意見表明等支援員の連携方法のところ、今、述べたような様々な意見表明の仕方ということがあるとお思いますので、その形成された意見が新たに導入される制度と連携してきちんと伝わるようにというようなことを考えないといけないねという趣旨で記載しています。

それで、そちらのほうが幅広く、さらには、ではその中で聴取した意見を具体的には例えば代弁として伝えるような場合がメインになってくると思うのですが、その意見をどう取り扱うのかということはそのうちの1項目なので、まず順番を入れ替えてみるという方法は一つあるかとは思っています。

○磯谷部会長 確かに、意見表明等支援員が聴取した意見の取扱いを検討する必要があるのかと言われると、それは聞いたものはそれとして受け止めるということになるので、言われてみると、あまり。

では、山下委員お願いします。

○山下委員 おそらく、ここで言いたかったことは、一時保護中の子供のことは今後検討しましょうね。それで、そのときの意見表明等支援員の支援の在り方も含めて検討したいということが言いたかったのではないかと思うのですが、ここだともう聞いて代弁するだけの方法になっている。それで、その聞いた後の取扱いはという書き方になっているけれども、今、磯谷部会長がおっしゃったように、聞いたのであればそれは尊重

しましうねという話なので、どちらかというとも支援の在り方も含めて今後検討しましうねというように書き直せばおそらく、趣旨は伝わるのではないかと思うのですが。

○磯谷部会長 もう少し具体的に言うと、関わりの在り方とか。

○山下委員 児童相談所の措置決定過程における意見表明等支援員の支援の在り方、それで続けて児童相談所職員。

○磯谷部会長 その意見表明支援のやり方というか、在り方というか、そのようなことですか。

○山下委員 方法だとかということも含めて検討と。

○磯谷部会長 そこはそのような形にしても、これはかなり時間が限られた中で一時保護の場合だとやらなければいけないから、そういった意味で、特にこの支援の在り方について考えるということでしょうか。そのような理解であれば、あってもよいかもしれません。

大体、そここのところは今、論点は分かりました。そうすると、要するにここで当初、永野委員が気にされた意見表明支援ではなくて代弁が強調されているというよりは、ここの趣旨の問題が少しあるのかなという感じがしていて、今のようにむしろ支援の在り方についてさらに検討するというのであれば、そこはそこであまり問題はないのかなと思ったのですね。

では、影山児童相談専門員をお願いします。

○影山児童相談専門員 後ろからすみません。

19ページの「提言④」の「意見表明等支援員の導入」というところの2番目の○で、「措置決定の場面において、子供の考えを整理し、大人に伝えることを支援する新たな仕組みとして、意見表明等支援員を導入する。」ということで、あくまでも代弁をすることではなくて、ここは当然代弁等もあるけれども、大人に伝えることを支援するのだということがこできちんと書かれているので、後ろの表の部分で代弁という言葉を取ってしまえば全体的にここで読み取れるかなと、永野委員のご意見についてこの辺りで読み込めないかなというのは少し思ったところでございます。

○磯谷部会長 川瀬委員、お願いします。

○川瀬委員 それで、今、影山児童相談専門員がおっしゃったことに重ねると、おそらく「子供の考えを整理し」というところで整理している主体は意見表明等支援員になるので、子供が考えを整理し、大人に、とすればよいのではと思いました。

○磯谷部会長 それは、今、前後を見てみても矛盾はないかなという感じがいたしますので、

今のところはよさそうな感じはしますよね。

では、今の川瀬委員の意見はそれでよいとして、影山児童相談専門員がおっしゃったのは、要するに「導入イメージ」のところの、先ほど事務局から御提案があったようなところを修正すれば、決して代弁を主としているわけではなくて、意見表明支援、本当に子供自身が発言することをサポートすることも含まれているということが読み取れるのではないかと、そのようなことでしょうか。

○影山児童相談専門員 特に19ページのところで「意見表明等支援員の導入」と言いながら、きちんと子供の意見を伝えるのだということと、その後にも子供の意見を措置決定に当たってというところできちんと考慮するのだということが書かれているので、今の議論はこの辺りのところで読み込めるのかなと、一部分だけ見ると確かに代弁というところが大きく見えてしまうのですけれども。

○磯谷部会長 分かりました。

この提言全体としては今、御指摘いただいたように、意見表明等支援員というものは決して代弁だけを行うのではなくて、子供の自分自身の意見表明を支えるということも当然含むといえますか、そちらが中心なのだよということが書いてあるということですね。確かに、細かいところはなかなか。

事務局、お願いします。

○小林子供・子育て計画担当課長 27ページの1個目の○の修正のところで聴取した「意見の取扱い」のところなのですが、5の「検討事項」の○は細かい話だけれども、これが行く行く重要だというような御指摘があったところを漏らさず並べてあるところになっています。

それで、ここの「意見の取扱い」の趣旨ですけれども、先ほど柏女委員から御指摘があったとおり、その記録をどう取っていくのかなど、そのようなところで重要なのではないかという文脈であったかと思います。ですので、連携方法については、連携してきちんと反映させていくために検討する必要があるあって、この「意見の取扱い」については、先程お話のあった記録や倫理的配慮について追記する形で1個目の○を修正させていただけたらと思います。そういった整理でいかがでしょうか。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

もともとはそうそう趣旨だったというような御説明でした。御提案としては細かい具体的な記載まではいっていませんけれども、今のところについては、要するに子供から聞い

た意見の記録をどう取り扱うのかとか、その点の倫理的な配慮であるとか、そういった趣旨のところをもう少し明確にした形で修文をするということで御提案がありました。そんな形でよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○磯谷部会長 ありがとうございます。

時間がほぼなくなってきましたので、先ほど永野委員と柏女委員から御指摘いただいた点につきましては、すみませんが、まだ不十分であろうかとは思いますが、今からこの「おわりに」をさらに色々と詰めていくのはなかなかきついなという気もいたしますので、今の「検討事項」のところでは柏女委員のおっしゃったところの少なくともいくつかが入れているかなと思うので、一応そのような形の修文で御了解いただけないでしょうか。よろしいでしょうか。

永野委員もよろしいですか。

○永野委員 できれば、例えば安心して子供が話ができる場はどのような場なのかとか、本人が参加しやすい会議だとかはどのようなことなのかということの検討は必要になると思うのですね。そのような検討がどこかに加わっているならばよいのですが、7回本部会に出席してきた私が誤解しているように、この報告だけ見たときに、やはりこれは意見表明等支援員は代弁するのだ、それで、子供がまず意見を言えるように、第一にそれを支援するのだというところがもう少し読み取れるとよいと思います。

それがあるとよいと思うので、子供が安心して話せる場や本人参加の方法などの検討のようなことが入るとよいと、使命感を持ってこの話をしています。当事者参画で、代弁や仲介だけではなくてやはり本人が参加するということを何とか伝わりやすい方法を入れてもらえると非常によいと思うのですが、今後の検討だとか、一委員からの意見もあつたぐらいでもよいですが、いかがでしょうか。

○磯谷部会長 先ほどの事務局の御提案のところはそのようなことにさせていただいて、「おわりに」の4つ目の○で、要するにここで既存の仕組みをまず使って有効性を高めるとともに新しい仕組みを導入して、それで更なる支援の向上を図ることが可能となるという記載があるのでありますが、例えばこの後に、いずれは子供本人が、など。

しかし、これは参加というと、何にということがなかなか難しいのですが、広い意味でやはり措置決定過程にということですね。

○小林子供・子育て計画担当課長 以前にも、永野委員から、そういった、子供が意見を言えるように、それを第一に支援していくという姿勢を冒頭で示す必要があるのではないかと、というようにご指摘をいただいておりますので、17ページのところはそういった視点で書いております。ですから、「おわりに」ではなくて、最初のところでしょうか。まず「子供の最善の利益は子供の意見表明の先にある。」と、これが前提だということを書かせていただいております。

それで、権利の主体として尊重し、子供が意見を表明できる環境も整えるのだと、要は子供が意見を言えるようにしないといけないのだということはこの冒頭部分に記載してございます。

それで、さらにこれを今回テーマとなっている児童相談所が関わる子供について言えば、保護や措置の決定場面や、その後の生活の場面において、子供の意見を踏まえて援助が必要であることが必要であって、そのためにはということで具体的な話に入っていくのですが、周りの大人は子供の意見をきちんと聞けるようにならないと子供は意見を伝えられないのだということと、それから子供の意見を関係者や関係機関に届けるための支援の仕組みなのだということもここで書いております。

そういった仕組みを整えて、子供が意見を言えるように全体として機能させていこうという議論になっておりましたので、ここまで冒頭に記載しております。

ですから、子供が意見を言えるようにすること、そして子供の意見を伝える仕組みを考えているのですよというところは多少書いたつもりなのですが、少し伝わらないということでしょうか。

○永野委員 ありがとうございます。

非常に大事なことだと、今、私の違和感が何となく自分でも分かってきたのですけれども、やはり主体が子供ではない。支援する、伝えるという話になっているけれども、子供が意見表明権を行使することができる場を設定するということがおそらく、一番はじめにくるので、子供が自分の決定なり計画に参加できるようにだとか、そのようなことが本当は一番大事で、そのために意見表明等支援員だとか、色々な仕組みができてくるということだと思うのです。

ですから、今だとこれは届けるとか、そのようなことは非常に大事なけれども、周りの大人が主語になっているような気がするので、子供が参画というか、自分のプランや計画に参加できるようにというような記載があるとよいのかなと思います。

主観的で申し訳ないのですけれども、お気持ちは非常に伝わりましたし、そのとおりだ
と思うのですが、どうしても子供の意見が、間に何か入っているような気がしてしまっ
て、うまく伝わらなくて申し訳ないです。

ダイレクトに子供が意見を言える場がある、必要だとか、子供の意見が計画にきちんと
届くようにしなければいけないということが大前提にあるということが伝わるとよいか
なと思いました。

○磯谷部会長 では、能登委員お願いします。

○能登委員 まず最初に、子供が言いたいことがあって意見表明等支援員なり周りの人に
言うということでは、意見を言う場面というものがあると私は思っています。その意見表明
等支援員の方が、他の関係者に本児の意見はこうですよと伝えるには、やはり代弁するし
かないかと思っていて、その代弁したことを、子供の意見をもう少し聞きましょうとい
うことになったら、子供の意見をまた聞くということになるのではないかと思ってい
ます。つまり、子供の意見を聞く機会というものは、段階的にやはりあるのではないかと思
っていたのですが、そこは違うのでしょうか。

○磯谷部会長 では、永野委員お願いします。

○永野委員 おっしゃるとおりだと思います。今の17ページの第3段落のところがおし
ゃってくださっている大事なところだと思うのです。「これを児童相談所が関わる子供に
ついて言えば、保護や措置決定場面や、その後の生活の場面において、子供の意見を踏ま
えた援助がなされることが必要であり」の後に「子供の意見を聴く姿勢を持つ」というこ
とが既に出てくるのですけれども、その前に例えば、子供が自分の意見を表明できる場
を設けること、などとするのはどうですか。子供が自分の意見を表明できる権利を行使で
きることとか、それを聞く大人がいてその仕組みを整えるというのではどうかと思いま
したが、少しやり過ぎですか。

○小林子供・子育て計画担当課長 私の理解も能登委員と同じで、子供のヒアリングなどの
結果、子供たちは相談内容だったり人間関係だったりに応じてどの場で意見を言うか、誰
に意見を言うかを選んでいるし、選びたいのだという実態があったので、まずはこの17
ページの下から2行目にあるように、話す大人を自分で選んで好きな場で意見を聞いても
らう、それができるようにすることが必要なのだという議論になり、それで理解促進を図
っていく必要があるなということで「提言②」につながっていったのかと理解しておいま
したので、何か別に意見を聞く場をこれに合わせて新たにつくるとか、そういった方向性

ではなく、むしろ広く子供を取り巻く周りの大人がしっかり子供の意見を聞けるように、それぞれの立場で聞けるようにしていこうねという方向性になっているという理解でおります。

○磯谷部会長 今のお話からすると、率直なところ、永野委員がおっしゃる場というものがある。具体的に何を意味するのかというところはバラエティーがあって、先ほども申し上げたように児童福祉司の方と子供とのそのような場というものはおそらくあるし、今でもある場面もあるのだらうと思います。

一方で、何かいわゆるカンファレンスのような広い場で議論するというのもあるでしょうけれども、それをどこまで今の段階でできるかというところはまだ先の話かと思っていて、その「場」という言葉がどこまで何を意味するのかが正直なところ明確ではないのかなという感じがするのです。そして、事務局の今のお話も踏まえると、少なくともこれまでの我々のここでやってきた議論としてはそこまでは到達していなかったのかなと思うので、やはり17ページのところに盛り込むのは若干きついなという感じがします。

そうすると、やはり「おわりに」のところにもし書くとすれば入れるというのはいり得るかと思うのですけれども、一方でそれにしてもその「場」というものをどのように考えるのか。例えば、いずれ子供が自分自身の措置決定や計画立案に参加できることが期待されるというようなところで、それでも漠然としていると思うのです。では具体的にどのような場面なのか。

しかし、そのようなことを入れるのはありかとは思いますが、よさそうですか。

○永野委員 ありがとうございます。今のことでとてもよいと思います。自立支援計画なども必ずそうなると思うので、子供本人が加わってというようになっていくとは思いますが、ここでもそのことについても目配せし終わっているということが伝わる今の一文だと思うので、もしそれを入れていただければとてもありがたいです。

○磯谷部会長 強いて言えば、意見を言うということは結構一方的に子供のほうがかうだと言って、それを、はいはい、分かったよ、聞いたよ、しかしこちらで決めようねという話ではなく、もう少しコミュニケーションといいますか、そのような意味での場ということなのではないでしょうか。

そうだとすると、先ほどの「おわりに」の例えば4つ目の○のところは一つの案としてはありますけれども、いずれひいてはといいますか、子供自身が自身の措置決定や計画立案の場面に参加できるようになることが期待されるというような形を書くということは

いかがでしょうか。よさそうですか。

趣旨は今のよう形で、ただ、私自身も4つ目の○の後に入れるのが本当によいのかどうかというのは今、即断はできないところなので、そこはお任せいただけますでしょうか。

○永野委員 ありがとうございます。言いたかったことは磯谷部会長がおっしゃったとおりの内容です。

○磯谷部会長 それと、あとは権利ノートの話で、権利ノートについては基本的には権利ノートを子供も参画する形で見直すことが必要であるという形で入れさせていただいてよいですか。

それで、最後に川瀬委員がおっしゃった、今回のお話を聞かせてくれた子供たちに対する、あるいは関係者に対するお礼ということですね。

すみません。まだ不十分だということは頭では理解しながら、配付や解説書はどこかにいってしまったなと思っていますけれども、その辺りは調整させていただいて、いずれにしても今のよう形で「おわりに」の書き方を少しお任せいただければと思います。

事務局は今のよう形で大丈夫でしょうか。

○小林子供・子育て計画担当課長 分かりました。よろしくお願いします。

○磯谷部会長 それ以外のところはいくつか修正が出たと思いますけれども、確認しますか。

まず19ページの下から4つ目の○のところ、「そのため、措置決定の場面において、子供の考えを」ではなくて、「子供が考えを」整理し、というようなことが1つでした。

それから、27ページの「導入イメージ」の代弁や面談だとかというところを、それぞれ代弁は意見表明支援、面談のところを例えば意見形成支援というような形で修正をする。

あとは、「おわりに」の3つで大丈夫ですか。

○小林子供・子育て計画担当課長 5の「検討事項」の1つ目の○の「聴取した意見の取扱い」のところを、記録や倫理的な配慮に修正いたします。

○磯谷部会長 失礼しました。そのところは、記録や倫理的配慮などを盛り込む形でのうことですね。

では、そのような形で修正させていただくということで御理解いただけますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○磯谷部会長 どうもありがとうございます。

今のところにつきまして御趣旨は承ったつもりですので、最終的には事務局と部会長と副部会長ということになりましょうか。少し細かいところは相談させていただきまして

お任せいただければと思います。

それでは、皆さん白熱した結果、最後のお言葉をいただく時間がタイトになりましたが、さはさりながら最後ですので。

○磯谷部会長

では、ここからはそれぞれ皆様からコメントを、本当に短いもので恐縮ですが、お願いしたいと思います。

最初に、松原委員からお願いしたいと思います。

○松原委員 途中で退席する可能性があるので先に発言します、

私はいずれ本提言を受け取る立場にあるので何とも微妙な立場なのですが、1つだけ。もう話が錯綜するので発言は控えましたけれども、意見表明した後、どのくらいの時間、期間内にフィードバックされるのかが子供に伝わっていないと非常に不安だと思うのです。それはどこかで仕組みに組み込んでいただければよいかと思いました。今回の報告書でなくて結構です。

以上です。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

では、伊藤委員からぐるっと回っていただければと思います。最後に一言ということになるとと思いますので、感想でも注文でも結構でございます。

○伊藤委員 今年1年、私はどれだけ力になれたか分からないのですけれども、色々皆様の意見を聞かせていただいて大変勉強になりました。特に初めて児童相談所に行って、そこにいる子供たちの真っすぐで元気な姿を見て、改めて今回一緒に取り組んできた提言がうまく仕組みになって活用できるとよいなと思いました。

以上です。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

それでは、内山委員お願いいたします。

○内山委員 ありがとうございました。

本当にとても熱い議論だったと思って聞いていましたけれども、障害者福祉のほうは障害者権利条約が日本で批准される前に、国連の会議の中である程度の条約の内容が決まったときにスピーチされた言葉だというもので、ナッシング・アバウト・アス・ウィズアウト・アス、私たち抜きに私たちのことを決めないでくださいということが盛んに言われま

したが、まさにその子供版の話だったような気がするのです。この子供たちが結局将来へとつながっていくことなので、自分の将来こうなりたい、こうありたいとかということも含めて、自分のことを自分で決めてよいのだということをお子孫たちが実感できるような仕組みになっていくとよいと感じています。どうもありがとうございました。

○磯谷部会長 ありがとうございました。

では、柏女委員お願いいたします。

○柏女委員 最初にどのような形でまとまるのか、多少不安もありましたけれども、皆様方の御尽力でとてもよい報告になったなと思っております。

私自身は、意見表明支援の関係については先ほど申し上げましたけれども、苦情解決やハラスメント相談、さらには制度的なアドボカシーの専門職養成の中で演習や実習等がありますので、その中でモデルとしてデモテープを学生に聞かせたり、あるいはロールプレイをしたりするような演習を続けてきまして、そのような中で感じたことを中心にお話をさせていただいてきました。よい報告になったなと思います。

しかし、モデル事業は一番大事ですから、ここで論点をしっかり詰めていかなければならないと思っていますので、モデル事業は私はまだもう少し幅広くやっていく必要があるのではないか、色々なデータを収集していく必要があるのだろうと思っています。

2つ目は、「おわりに」で先ほど川瀬委員がおっしゃったお礼を述べるということはとても大事なのですが、それと同時に、この児童福祉審議会の報告書の概要版をおそらく作られるのだろうと思いますが、その子供版を作成したらどうかと思っています。国の審議会でも放課後児童対策に関する専門委員会ではそのような意見も出て、それに挑戦するというようなことで、委員の方々にも書くことに関わってもらおうではないかというような意見も出ておりますので、そのような意味では子供向けに私たちはこのように審議しましたよという概要版で分かりやすいものを出していけばよいのではないかと。いずれ概要版は作ると思うので、その子供版を作成したらどうかと思いました。

3つ目は、遠い将来ですけれども、都道府県の事業として意見表明等支援員が出されておりますが、それだけにとどまる必要は全然ないわけで、市町村事業の中に例えば子供家庭支援センターなども今度は行政処分も行われる形になるわけですので、そのような意味では市町村事業、区市町村の意見表明等支援についても考えていく必要があるのかなと思っております。

以上です。貴重な議論に参画をさせていただきましてありがとうございました。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

佐久間委員、お願いいたします。

○佐久間委員 7回までこの会議に参加できて大変うれしく思っております。

私自身はメーカー勤務の一会社員なのですが、業務を通して社会貢献活動をする中で子育てに不安というか、恐怖すら感じている母たちと接する機会があつて、こういった児童福祉の問題に関心を持つようになりました。それで、児童福祉審議会委員に選んでいただいたおかげだと思うのですが、令和5年4月から中間支援組織に転職することになりましたので、今後はこの提言を受け取り、社会実装できる仕事に携われたらうれしいなと感じております。ありがとうございました。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

では、永野委員お願いします。

○永野委員 最後まで無茶なことを色々言ってしまうで大変申し訳なかったのですが、先ほど内山委員がおっしゃったように、ナッシング・アバウト・アス・ウィズアウト・アスで、せっかくこんなに大事な仕組みを総力戦で検討しているところですから少しでもと思って、そのような前向きな意見だったと思って御容赦いただけますと幸いです。

その続きでいくと、今回子供たちにヒアリングに行ったり、それから何よりも川瀬委員と田中委員が加わってくださって、当事者参画ということが今後の子供施策を考えるスタンダードにこのやり方がなっていくとよいなと思っています。

また、非常に個人的なことなのですが、1年前の本部会で私は臨月でしたので、会議の間に1人子供を産んで、非常に感謝しているのはこの会議は無料で託児をつけていただいていた、自分の子供を初めて人に預けるという経験したのはこの会議でした。すくすく育っていますが、本当にそのような状況でも参画させていただけたことに感謝していますし、何か今後できることがあれば微力ですが、今後ともよろしくお願いいたします。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

では、武藤委員お願いいたします。

○武藤委員 4ページ、5ページのところに「東京都の現状」ということで社会的養護の現状がグラフになっていますけれども、東京の場合、社会的養護を必要とする子供たちが非常に多いということで、施設もいっぱい一時保護所もいっぱいの状態ということで、子供の意見を聞くけれども、そこは多様な選択肢がないというのでしょうか。結局は、聞い

でもそれがどう実現するかということが非常に心配というのでしょうか。

ですから、やはり子供の意見を聞くのであればそれを実現できるような体制整備なり、ソフト、ハードも含めた整備はしていかないと、聞くだけでそれが実現できないということになると、子供たちもだんだん言わなくなる。どうせ言っても無理でしょうというような形になってくる可能性があるので、東京の場合はやはり多様な選択肢なども含めた体制整備という部分をしっかりと実現するということをしないとイケないのではないかということが1点です。

もう一点は、川瀬委員からも出たように、この議論の中で私も大分言ったのですけれども、具体的にこのようなことが必要だということが大分出たと思うのですが、それらの具体性がここにはあまり盛り込まれていないということなので、あるべき論で終始するというのではなくて、これをどう実現するかということをもっとこの後の議論で詰めないといけないのではないかということをおもいました。

その2点です。以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

では、田中委員お願いいたします。

○田中委員 第7回まで参加させていただき、ありがとうございました。

こういった場には大体1回きりのヒアリングでの参加しかなかったのですが、今回初めて継続して出席してみて、皆さんがつくっている提言というものはこうやってつくられているのだとか、全然言葉とか事業は分からないなというところから始まり、会議の最後でようやく事業のことやその提言の見方というものも分かってきて、これからもっと話したいなというところで終わってしまったので少し寂しい気持ちもありますが、このように大人は考えているということを私の役割としてみんなに伝えるということが今回委員として参加して現場で今、暮らしている子とかケアを離れた子たちに伝えられることなのかなと思っています。

それで、この意見表明等支援員の話や、施設を出た子たちを中心にお話すると、やはり自分たちには言う力がないのではないかと、だからそういう大人が必要だと言われているのだというような、自分たちの声を大事にされていないとか、そがれている。やはり支援すべき対象として扱われるというような認識を持っている子たちも少なからずいるので、先ほど永野委員がおっしゃったように、子供が最後は言う力があるとか、そのようなところは大人が示して行ってほしいというのは感想として思っているところです。

冒頭、松原委員がおっしゃったように、そのフィードバックは私もずっと気になっていまして、今回のヒアリングに行った子たちのこともずっと川瀬委員と、あの子たちは聞いたままでどういうフィードバックされるのだろうかとか話していたのですが、今回この提言書でお礼とか、子供版の概要版を作るというところでせめてその感謝の気持ちを伝えられるということなので、その点は非常に共感しますし、やはり勝手に決めているのではないよというところを伝えていけたらと思いました。

私も様々に今回参加してみて、当事者参画ということはもちろん大切ですが、その難しさも十分感じたつもりではあるので、引き続き川瀬委員を含め、一緒にどうしようかということを考えて、皆さんと一緒にまたこうして話し合いができる日を楽しみにしていけたらと思っています。ありがとうございました。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

では、川瀬委員お願いいたします。

○川瀬委員 ありがとうございます。

田中委員とともに社会的養護の経験者としてここに参加させていただけたこと、本当にありがたいなと思っています。

振り返ってみると、平成31年に社会的養育推進計画の策定の際にお招きいただいて、1回きりのヒアリングだったのですけれども、しかしこうやって継続して関わらせていただけること、やはりこのような議論をつくっていくところで率直にそれぞれの思いを伝えられるという対話だったり意見表明の場だったり、大人側もきちんとそのようなことが保障されている場であるということが非常にありがたいなと思いました。

また、今回子供たちの声を聞かせていただいて、やはり我々というか、私は本当に十数年前に手を離れて時間がたってしまったので、いつも思うのは今、保護されている子供、今措置されている子供がどう感じているのか、あるいはこうやって話を聞きに行ったときにおそらく、立ち現れてこない私たちが会うことができない子供がまだいるはずで、その子たちはどう思っているのだろうか。そのようにある種、自己批判的にまだ聞けていない声がたくさんあるのだということはこのすてきな皆さんと共有しながら向き合い続けていきたいなという思いを新たにしました。また引き続きどうぞよろしくをお願いします。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

では、能登委員お願いいたします。

○能登委員 私はこんな会議に参加したのが初めてだったので、ドキドキしながら毎回出て

いたのですけれども、このような会議に出て皆さんが色々提言とかやってくださっているのだなということを改めて感じて、感謝の気持ちと、それからこれから私自身も頑張っていかななくてはいけないなという気持ちを新たにしました。

私は児童養護施設で38年働いて、その中でやはり里親が一番だと思って養育家庭になって今までやってきたのですけれども、子供たちが健やかに育って自立していくことが本当に大切なことで、そのために今このような話し合いなどが行われて提言がされているのだなということを改めて感じました。

これからも老体にむち打って頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

では、山下委員をお願いします。

○山下委員 新しく大切な仕組みづくりの議論の場に参加できて、本当にうれしく思っています。

私は今、弁護士を始めて20年目なのですけれども、弁護士2年目くらいのときに初めて児童福祉の案件を担当して、ここでも出ました社会福祉法人カリヨン子どもセンターというシェルターの子ども担当弁護士で、子供は措置はこれがよいと言っているのに児童相談所が聞いてくれないということで、当時、私も若くて血気盛んだったので児童相談所と大げんかして、どうして子供の意見を聞かないのだということをやったのが最初のケースでした。

あれだけ大げんかしたにもかかわらず、今こうやって児童相談所のお仕事ですとか、児童福祉審議会の委員になれたことは本当に東京都は懐が深いなと思うのですけれども、その18年前から今までの間、本当に児童相談所が子供の意見を聞き、かつ今こうして新たな仕組みまでつくっているということに非常に感慨深く思っています。せっかく新しくつくっていくものに仏つくって魂入れずにならないように、ぜひしていきたい。みんなでよいものにしていきたいなという思いもありますし、例えば今回は措置という、その子にとっては人生の一大事の場面のところについてまず始めていくということですが、例えば児童相談所や子供家庭支援センターで通告があつて最初の受理会議があつたりしたときに、私が出て、子供は今、何と言っているのですかだとか、子供の話を今、一番よく聞いている大人はどなたですかと聞くと、しーんとなるときがまだやはり時々あるのです。

そういった措置の場面はもちろん大事なのですけれども、この仕組みがあるからそれで

いいやということではなくて、常にそのような子供の話を聞く。それで、それを支える大人がどこにいるのだろうということを見守る現場の方々ですとか、あるいは児童相談所だけではなく他の関係機関の方々にも浸透していくための重要な一歩になるとすてきだなと思いつつ議論に加わっていました。どうもありがとうございました。

○磯谷部会長 ありがとうございました。

では、藤岡副部会長お願いいたします。

○藤岡副部会長 副部会長として磯谷部会長を支えながら、この会議をある意味では見守りながら、時折発言もさせてもらったところでございます。

最後のこの会議も非常に熱い議論で、非常に本質的なところが深く議論されたなと思いつているところです。

それで、私からは意見表明等支援員の役割として、どのようなことをしてよいか、どのようなことをしてはいけないかということの枠組みがこの会議でかなり出て、かつそれが文言に入っているなということが、おそらくこの枠組みの中でどのような人がよいのかということはこのからの議論になるという方向性が示されたということは非常に意義があるかと思っています。

特に20ページで、代弁するわけですけれども、子供本人の意見、または意向を勘案するというような歯止めがあるということとか、それから代弁するに当たっては自らの価値観や意見を付加することがないよう留意するということが書かれています。これは何を意味するかというと、永野委員がしきりにおっしゃっていた、第一義的には子供の意見が最初に聞くべきところであるということの難しさの部分で代弁という形で保障するといいますが、補うということがかなり明確になっているので、そのような意味では永野委員の御意見も強調されながらそれが盛り込まれているなということをお聞きいただけたところです。

子供権利擁護部会などをずっと担当させてもらっている中で、やはりここでもずっと議論がある子供の意見表明を中核に据えると、ケースとしての見通しが非常に立つなということを実感しています。その部分が常に中核にあることが子供の将来に益するということが、やはりこの意見表明ということの大きな根幹になるかなということをお聞きいただけたところでした。

それからもう一つは、意見表明等支援員の方たちを支える仕組みということで、意見表明等支援員を支援することが明記されたことも非常によいなと思っています。日頃、支援者支援をさせてもらっている中で、支援員になられた方に重圧があったりすると、ど

うしても自分の考えとか、思いを優先させてしまうようなところもあって、もう少しそこを支える形で支援員の方たちが本来の力を発揮できるような仕組みのようなところも今後考えていかなければいけないのではないかということで、その議論の端緒になったのかなと思ったところでした。

以上、磯谷部会長の本当にすばらしい進行で最後にまとまったということで、副部会長の立場でお疲れさまでしたと伝えたいと思います。

お疲れさまでした。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

私は、今日は本当に神経がすり減るような思いで、これは大丈夫かなと、それはおそらく事務局も同じような思いで、しかしながら、とてもよい議論ができたと思っています。

ワールドカップを見ていると、みんな感謝しかないとか、感謝しかありませんと言いますけれども、本当に今日だけでなくこれまでも本当に皆さんに感謝しかありません。どうもありがとうございました。

それでは、今後の予定について事務局からお願いいたします。

○小林子供・子育て計画担当課長 本日も、長時間にわたりましてありがとうございました。

今後の予定でございますけれども、提言につきましては本日の審議内容等を反映させた上で部会長、副部会長と御相談させていただき、確定とさせていただきたいと思います。その確定案につきましては、令和5年1月12日に開催予定の本委員会で御審議をいただく予定です。皆様は児童福祉審議会の委員でもいらっしゃるので本委員会にも御出席いただき、概要を事務局より御説明させていただきますので、質疑応答等に御協力をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

本当にここまで皆様方に御審議いただきましてどうもありがとうございました。

最後に、福祉保健局理事の木村より一言御挨拶申し上げたいと思います。

○木村福祉保健局理事 本日、本部会が最後ということですので、私から最後の御礼の御挨拶をさせていただきたいと思います。

まず、磯谷部会長をはじめまして委員の皆様には大変長い間、また最近では1か月に1回というペースで大変お忙しい中、毎回時間をオーバーするほどの熱心な御議論をいただきまして誠にありがとうございました。

また、ヒアリング等にも御協力をいただきまして御礼申し上げたいと思います。

また、先ほどお話がありましたけれども、川瀬委員と田中委員におかれましては第2回

目から臨時委員として御参加いただきまして、当時者の立場から大変貴重な御意見を伺ったと思います。

提言案は提言案で、書かれたものはもちろん大切なのですが、この間、皆様から本部会を通じて御意見をいただいたこともしっかり受け止めて、我々としても今後の施策展開にしっかり生かしていきたいと思います。

何よりもやはりこれを具体化していくことが大切ですし、この制度ができて子供にとって本当によかったなと思えるような制度を我々もしっかりとつくっていきたくてお思います。

そのためにも、本部会は一旦ここで解散といいますか、一旦終了はいたしますけれども、様々な形で皆様の御意見、あるいは御指導をいただきながら、御尽力を賜りながらやっていきたいと思っておりますので、引き続き御支援をお願い申し上げまして私からの御礼の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

事務局は大変な作業の連続だったと思います。本当に御苦労さまでした。しかし、まだ少し宿題が残っておりますので、一緒にやりたいと思います。

それでは、本日の第7回専門部会はこれで終了させていただきます。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後8時48分

閉 会